

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と思われる者	基本調査 1-7 「3. できない」  主治の医師等から得た情報等のほか、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する(市への届出は不要)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」  基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者          (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。  基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者  (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」  基本調査 2-1 「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」  主治の医師等から得た情報等のほか、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する(市への届出は不要)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者  (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」  基本調査 2-1 「4. 全介助」